

山口大学医学部附属病院長選考基準

令和4年8月29日
国立大学法人山口大学長

山口大学医学部附属病院長選考規則第5条第1項の規定に基づき、山口大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、人格が高潔で学識に優れ、以下に掲げる病院長に求められる資質・能力のすべての要件を満たし、かつ、山口県の中核医療機関として高度医療の提供及び先進医療の導入を進めるとともに、地域医療へ貢献する姿勢が求められる。

病院長に求められる資質・能力

1. 臨床研修等修了医師である者
2. 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有する者
当院内外における組織管理経験を有し、病院職員の意見反映に留意しつつ、強いリーダーシップと経営手腕を持って病院経営にあたるとともに、病院の管理者として適切な管理運営ができること。
3. 教育、研究及び診療に必要な資質及び能力を有する者
地域特性に根差し、国際社会に貢献しうる医師及び医学研究者等の養成及び先端的で特色ある研究を推進し、その研究成果を医療現場に還元するなど、国立大学法人山口大学第4期中期計画に記載された医学部附属病院に関する事項を継続的かつ着実に遂行できること。
4. 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有する者
高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。
※医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。
 - (1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - (3) 医療安全管理部門における業務
 - (4) その他上記に準じる業務